

彦根市総合防災マップ作成委託業務公募型プロポーザル質問回答書

| No. | 資料該当箇所 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------------------|---|---|
| 1 | 実施要領 4 (1)オ | 提案書は縦書き、横書きなどの指定はございますか。 | 指定はありません。 |
| 2 | 仕様書第 18 条 | 作成したデータのインポート等は、本業務と別途であるという認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 本市 GIS へのデータの反映については、本市 GIS の管理を委託している事業者でないと対応できないため、本業務には含みません。 |
| 3 | 仕様書第 20 条 (1)⑤ | 施設情報の要配慮者利用施設の数をお教えください。 | 令和 8 年 3 月 31 日時点で 255 施設です。なお、本業務実施中の令和 8 年度中に新設・廃止等で多少増減する可能性があることをご留意ください。 |
| 4 | 仕様書第 21 条 | 第 21 条では印刷成果物の形式を冊子と想定する記載がありますが、第 23 条では印刷仕様は A0 判ポスターを折加工すると記載があります。成果物の形式につきまして御市の意向をご教授ください。 | 第 21 条で「冊子の基本構成(ページ構成)」という表現になっていますが、今回作成をするのは第 23 条にあるとおり、A0 判を折加工したものであり、現行の市民防災マニュアルのような冊子版は想定していません。 |
| 5 | 仕様書第 25 条 (2)、(3) | 成果品のファイル形式は PDF 形式という認識でよろしいでしょうか。 また、公開型 GIS システム「彦根まっぷ」内の防災情報の更新等は成果品として想定されていますでしょうか。ご教授ください。 | 電子データの成果品については、総合防災マップの HP 公開用の PDF データおよび Adobe Illustrator や Adobe InDesign 等で編集可能な ai データや indd データ(公開用 PDF データの元データ)等に加え、GIS で利用可能な shape ファイルデータを想定しています。 また、No.2 の回答にもあるように、「彦根まっぷ」を含む、本市 GIS へのデータの反映については、本市 GIS の管理を委託している事業者でないと対応できないため、本業務には含みません。 |